

南城市景観まちづくり条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 景観計画の策定等（第7条―第10条）
- 第3章 行為の届出等（第11条―第19条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第20条―第23条）
- 第5章 景観まちづくりの推進（第24条―第29条）
- 第6章 雑則（第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の景観まちづくりに関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく手続等に関して必要な事項を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による市域の良好な景観の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

- （1）市民 市内に住所を有する者又は市内に土地若しくは建築物等を所有する者をいう。
- （2）事業者 市内で事業を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び個人をいう。

（市の責務）

第3条 市は、景観まちづくりを推進するため、必要な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 市は、公共施設の建設その他公共事業を行う場合は、良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らが景観を形成する施策を担う主体であることを自覚し、自主的、積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、自らが地域の良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市民との協働の取り組みなど地域の一員としての役割を果たすとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(国等に対する協力の要請)

第6条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体又はその他公共的団体に対し、協力を要請するものとする。

第2章 景観計画の策定等

(計画の策定)

第7条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

(他の計画等との関連)

第8条 市長は、景観計画の策定に当たっては、法第8条第5項から第11項までに規定するもののほか、既存の関連計画又はこれに類する計画を策定するときは、整合性に留意しなければならない。

(景観計画の策定手続)

第9条 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条第1項、第2項、第4項及び第5項に規定するもののほか、あらかじめ、第24条に規定する南城市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）において準用する。

(重点地区の指定)

第10条 市長は、良好な景観の形成を重点的に推進する必要があると認める地区を景観まちづくり重点地区（以下「重点地区」という。）として指定するものとする。

2 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区の市民及び審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、重点地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 前2項の規定は、重点地区の指定を変更し、又は解除する場合において準用する。

5 市長は、重点地区の指定を行った地区において、法第61条第1項に規定する景観地区として定めるよう努めるものとする。

第3章 行為の届出等

(事前協議等)

第11条 法第16条第1項第1号から第3号まで及び第2項並びに次条第2項に規定する行為をしようとする者は、当該行為に係る設計等に着手する前に、あらかじめ市に調整することができる。

2 市は、前項の調整があったときには、調整を行った者に対し、良好な景観の形成に関する必要な情報を提供するものとする。

3 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより事前協議を行わなければならない。

(届出を要する行為)

第12条 法第16条第1項各号の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- (4) 水面の埋立て又は干拓

(届出書に添付する図書)

第13条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、平面図、断面図その他規則に定める図書とする。

(届出を要しない行為)

第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 第11条に掲げる行為について、それぞれ規則で定める規模に関する要件に該当する行為
- (2) 通常管理行為又は軽易な行為で、規則で定めるもの
- (3) 法令に基づく許可、認可、届出等を要する行為で、規則で定めるもの
- (4) その他規則で定める行為

(特定届出対象行為)

第15条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

(景観計画への適合)

第16条 市で建築行為等を行おうとする者は、その内容を景観計画に適合させるように最大限配慮しなければならない。

(指導又は助言)

第 17 条 市長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、これらの行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置をとることを指導又は助言をすることができる。

(勧告、命令等に係る手続)

第 18 条 市長は、法第 16 条第 3 項に規定する勧告又は法第 17 条第 1 項に規定する変更命令若しくは同条第 5 項に規定する原状回復等を命じようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、前項の勧告又は命令を受けた者が、正当な理由なく当該勧告又は命令に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(完了届)

第 19 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、完了後 7 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等)

第 20 条 市長は、法第 19 条第 1 項の規定による景観重要建造物又は法第 28 条第 1 項の規定による景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前 2 項の規定は、法第 27 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第 35 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による景観重要樹木の指定の解除において準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第 21 条 法第 25 条第 2 項に規定する条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 消火器の設置その他防災上の措置を講ずること。

(2) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、景観重要建造物の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

(原状回復命令等の手続)

第 22 条 市長は、法第 23 条第 1 項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするとき、及び法第 26 条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、法第 32 条の規定による景観重要樹木の原状回復命令等又は法第 34 条の規定による景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告において準用する。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第 23 条 法第 33 条第 2 項に規定する条例で定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他必要な措置を適切に行うこと。

(2) 前号に定めるもののほか、景観重要樹木の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

第 5 章 景観まちづくりの推進

(景観審議会の設置)

第 24 条 景観まちづくりに関する重要事項を調査審議するため、審議会を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 法第 81 条に規定する景観協定の締結、変更又は廃止に関する事項

(2) 法第 92 条に規定する景観整備機構の指定又は取消しに関する事項

(3) その他景観の形成に関する重要事項

3 前項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、南城市景観審議会規則（平成 21 年南城市規則第 3 号）で定める。

(啓発及び広報活動)

第 25 条 市長は、市民及び事業者の景観に関する意識の高揚及び知識の普及を図るため、啓発や広報活動に努めるものとする。

(景観アドバイザーの設置)

第 26 条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、技術的な指導、助言等を行う者として、景観アドバイザーを置くことができる。

(表彰)

第 27 条 市長は、良好な景観の形成に尽力し、かつ、その功績が顕著な個人又は団体について、南城市表彰条例（平成 22 年南城市条例第 29 号）の規定により、表彰することができる。

(景観まちづくり市民団体)

第 28 条 市長は、景観まちづくりの推進に寄与することを目的として組織された団体で、規則で定める要件を満たすものを景観まちづくり市民団体(以下「市民団体」という。)として、認定することができる。

2 市長は、前項の市民団体がその認定要件に該当しなくなつたと認めるとき、又はその他活動団体として適当でないとき、その認定を取り消すことができる。

3 前 2 項に掲げるもののほか、市民団体に関する必要な事項は、規則で定める。

(技術的支援及び助成等)

第 29 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、技術的支援又はその行為に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

(1) 第 20 条の規定に基づき指定した景観重要建造物及び景観重要樹木について、景観の形成のために必要な行為を行う場合

(2) 前号に規定するもののほか、第 10 条の規定に基づき定める重点地区内の建築物等について、景観の形成のために必要な行為を行う場合

(3) 前条の規定に基づき認定された市民団体が景観まちづくりの推進に寄与する活動を行う場合

第 6 章 雑則

(委任)

第 30 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。